

事業承継がよりスムーズに

中小企業 成長促進法が 成立しました

中小企業の事業承継を促進するために、経営者個人の保証を肩代わりする信用保証制度を創設することなどを盛り込んだ「中小企業成長促進法」が成立しました。そのあらましを解説します。

二松学舎大学国際政治経済学部
准教授・税理士

高岸直樹

経営者個人の保証が 求められるのはなぜか

金融機関が中小企業に融資するにあたり、経営者個人の保証を求めることがあります。中小企業は経営基盤が比較的弱く、返済能力について不安があることから、信用を補うためです。また、外部からのチェックが行き届かない中小企業が多いのも問題です。

経営者や出資者は会社とは別の存在（別の人格）ですので、会社が倒産しても経営者の個人財産にキズがつかないとすると、なかには会社財産を浪費したり、計画倒産を考えたりする人が出てこないとも限りません。金融機関はこのリスクを回避したいのです。

経営者保証に関する ガイドラインとは

このように、経営者の個人保証には、信用補完や経営者のモラルハザード防止の役割があり、中小企業の資金調達の円滑化の役割を担っています。他方、経営者の積極的な事業展開、早期の事業再生や事業承継を、阻害するリスクが指摘されてきました。

そこで、経営者保証に関するガ

イドライン研究会から、中小企業、経営者、金融機関の共通の自主的ルールとして発表された「経営者保証に関するガイドライン」が、2014年から適用されています（図表1）。

これにより、経営者保証を求めない融資の増加、事業承継時に前経営者と後継者の双方から個人保証を求める割合が低下するなど、この5年間で個人保証への依存度が低下しています。

しかし、融資に個人保証が付いている場合に、事業承継時に、後継者となる人が個人保証を引き継ぐことを嫌い、事業承継を拒否することも見受けられます。

中小企業の経営者が高齢化していくなかで、後継者不在の原因の1つとなっており、経済を支える中小企業の存続にかかわる問題となっていました。

そこで、昨年の「成長戦略実行計画」の閣議決定を受けて経営者保証に関するガイドライン研究会から、事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則が昨年末に策定され、ことし4月から適用されています。

この特則では、次のことについて明らかにしています。

事業承継での 問題点とは

新型コロナウイルス感染症が心配されるなか、万一のことを考え、事業承継プランを検討している経営者も少なくないでしょう。

事業承継での問題点として、まずは、承継してくれる人材がいな

い、ということが挙げられます。現在の事業を継続しつつ、次のス

テップを見据えて経営していく人材が、社内、親族内に見つからないケースが増えています。

こうした場合、M&Aにより取引先や関連事業経営者などの第三者に事業を承継してもらうことを考える必要もあるでしょう。

そして、後継者に適した人材が見つかったとして、次に問題となるのが「経営者個人の保証」の問題ではないでしょうか。

図表1 経営者保証に関するガイドラインの内容

- ① 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- ② 多額の個人保証を行なっている場合、早期に事業再生や廃業を決断した際に、一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることを検討すること
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

※第三者保証人についても②および③を経営者同様に取り扱う

図表2 中小企業成長促進法の概要

- ① 経営者の個人保証解除、第三者承継の促進
経営者の交代時に経営者保証を解除、第三者による事業承継時に経営者保証を付けずに資金調達が可能となる信用保証制度を拡充
- ② 中堅企業への成長環境の整備
事業承継等に伴う事業拡大により、中小企業者要件を満たさなくなった事業者でも、計画期間中は中小企業者とみなして、中小企業者向け支援を継続
- ③ 中小企業目線での政策体系の整理
中小企業の成長にあわせた政策体系とし、計画に紐付く補助金も、計画認定なしに申請を可能に
- ④ 海外展開支援の強化
信用力に乏しい中小企業の海外子会社に対し、日本公庫が直接融資を行なう制度（クロスボーダーローン）の新設

図表3 信用保証協会の保証枠の特例

| | 通常の場合 | 別枠 |
|--------|---------|----------|
| 普通保険 | 2億円 | +2億円 |
| 無担保保険 | 8,000万円 | +8,000万円 |
| 特別小口保険 | 1,250万円 | +1,250万円 |

※代表者個人は信用保証協会の保証の対象とはならない

しかし、相続財産の大半が会社の株式であるとか、事業に用いている資産である場合に、後継者にこれらの資産を相続させたときに、他の相続人から遺留分を侵害しているとして請求（遺留分減殺請求）が行なわれると、結果として後継者が一部を取得できず、経営が不安定になったり、そもそも承継することができなくなったりするケースも生じます。

このため、経営承継円滑化法では、①これらの財産につき遺留分算定基礎財産から除外する合意（除外合意）、②遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意したときの価額に固定する合意（固定合意）をすることができるとの特例を設けました。

また、この金融支援は、認定を受けた会社および個人事業者が、事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会の通常の保証枠とは別枠を設けるものです（図表3）。

この金融支援のための認定を受けるには、都道府県の担当課に知事宛ての認定申請書（次ページ図表4）を提出します。

なお、認定を受けた会社の代表者個人および個人事業者が、自社

① 事業承継にあたり、原則として前経営者と後継者の双方から二重に個人保証を求めないこと

② 後継者に当然に個人保証を求めるのではなく、必要な情報開示を求め、会社の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して個人保証が必要かどうか慎重に検討すること

③ 前経営者の個人保証については、民法で制限される第三者保証となることから適切に見直すこと

なお、個人保証をすることなく事業承継を希望するためには、法人と個人の明確な分離、財務基盤

の強化、財務状況の正確な把握と経営の透明性の確保が必要であることも付言しています。

中小企業成長促進法の成立とそのあらまし

このような背景を踏まえて、中小企業成長促進法（図表2）が、ことし6月に成立しました。

中小企業成長促進法とは、経営承継円滑化法を始めとして、中小企業の積極的な事業展開、成長のための環境整備を図ることを目的に、経営強化法、地域未来法、産業競争力強化法などを横断的に改正する法律です。

経営承継円滑化法について押さえておこう

経営承継円滑化法では、①遺留分に関する民法の特例、②会社および個人事業者への金融支援のためおよび事業承継税制適用のための認定手続き、などについて定めています。

遺留分とは、本来、遺言の内容は自由であるものの、相続人の生活の安定、相続人の一定の平等を確保するため、兄弟姉妹を除く相続人につき、相続財産の一定割合を相続する権利を認めるものです（民法1042条）。

しかし、相続財産の大半が会社の株式であるとか、事業に用いている資産である場合に、後継者にこれらの資産を相続させたときに、他の相続人から遺留分を侵害しているとして請求（遺留分減殺請求）が行なわれると、結果として後継者が一部を取得できず、経営が不安定になったり、そもそも承継することができなくなったりするケースも生じます。

このため、経営承継円滑化法では、①これらの財産につき遺留分算定基礎財産から除外する合意（除外合意）、②遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意したときの価額に固定する合意（固定合意）をすることができるとの特例を設けました。

また、この金融支援は、認定を受けた会社および個人事業者が、事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会の通常の保証枠とは別枠を設けるものです（図表3）。

この金融支援のための認定を受けるには、都道府県の担当課に知事宛ての認定申請書（次ページ図表4）を提出します。

なお、認定を受けた会社の代表者個人および個人事業者が、自社

図表4 認定申請書の主な記載事項

① 事業承継を行なうこととなった原因

先代経営者の死亡または代表者の退任

② 事業活動の継続に支障を生じさせる主な原因

- 申請者が、申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること
- 申請者が、申請者以外の者が有する事業用資産を取得する必要があること
- 申請者の売上高が減少することが見込まれること
- 仕入先からの取引条件について申請者の不利益となる設定または変更が行なわれたこと
- 取引先金融機関との取引に支障が生じたこと

図表5 一般枠による信用保証の概要

対象となる中小企業者

次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者

- (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3) 次の①から④のすべての要件を満たすこと
 - ① 資産超過であること
 - ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
※EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)
 - ③ 法人・経営者の分離がなされていること
 - ④ 返済遅延している借入金がないこと

申込に必要な資料

- 事業承継計画書
- 財務要件等確認書
- 借換債務等確認書
- 他行借換依頼書兼確認書
- 事業承継時判断材料チェックシート

改正後の認定

個人保証を求めなくともよいようになります。

① 売り手となる現経営者向けには、事業承継を容易にするために、経営者の個人保証を解き、身軽になれるよう、② 買い手となる後継者向けには、事業承継時に経営者の個人保証が重荷とならないよう、個人保証に代わる信用保証制度を創設することにより、金融機関が個人保証を求めなくともよいようになります。



「経営者保証に關するガイドライン」を受けて、商工中金では、一定の条件を満たした企業に対して、ことし1月より原則無保証化するなど、金融機関の対応も始まっています。今後、中小企業成長促進法により、信用保証制度が経営者の個人保証を肩代わりし、事業承継時の障壁が取り除かれることが期待されます。

個人保証の解除には、①財務体質がよいこと、少なくとも債務超過ではないこと、②会社と経営者との間で不明朗な資金のやり取りがないこと(たとえば、会社から経営者に対する資金の貸付・仮払金等がない、過剰な役員賞与や配当金がないなど)、③財務状態・経営成績の透明化が進んでいる(たとえば、金融機関の求めに応じて適時適切な試算表を提出できている)が求められます。

社内の現状をチェックするとともに、改善点を見つけて早急に対応しましょう。

事業承継での個人保証を肩代わり

株式や事業用資産を買い取る場合、相続税や贈与税の納税を行なう際の低利融資制度も用意されています。

中小企業成長促進法のポイントの1つが、経営者の個人保証の解除支援です。融資に信用保証を付けることで、経営者の個人保証を肩代わりするものです。

すでに、ことし4月より、信用保証の一般枠(2・8億円、うち無担保0・8億円)の範囲で、事業承継時に経営者保証を不要とする信用保証制度(図表5)が創設

されており、事業承継時または事業承継後の一定期間に利用可能であって、経営者保証が不要となります。

資金は、事業承継時までに必要な事業資金のほか、既存の個人保証借入金への借り換えにも活用できるため、従来、経営者保証が求められていた借入金を、経営者保証なしの借入金に転換することができます。経営者保証コーデイナーによる確認を受けた場合には、信用保証料率の軽減を受けることができます。

この一般枠に加え、今回の経営承継円滑化法の改正により、認定を受けた企業で、経営者の個人保

証が事業承継の障壁となっている場合に、承継に併せて保証債務を借り換える際に、経営者の個人保証を不要とする信用保証の特別枠(2・8億円)が設けられます。

追加で、年間最大約20000件の経営者保証を不要とすることができると想定されています。

経営強化法、地域未来法の改正により、親族内だけでなく、第三者による承継(M&A)でも、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるようになります。

これらにより、①売り手となる現経営者向けには、事業承継を容易にするために、経営者の個人保証を解き、身軽になれるよう、②

審査方法、基準などの詳細は、今後、省令により定められます。

制度活用に向けて求められること

「経営者保証に關するガイドライン」を受けて、商工中金では、一定の条件を満たした企業に対して、ことし1月より原則無保証化するなど、金融機関の対応も始まっています。今後、中小企業成長促進法により、信用保証制度が経営者の個人保証を肩代わりし、事業承継時の障壁が取り除かれることが期待されます。

たかぎし なおき 「税理士高岸俊一・直樹事務所」所属。法務、監査、ファイナンス等を踏まえ、経営改善、資金調達、事業承継等の様々なニーズに対して、企業規模や事業に沿ったサポートを行なう。